

廃止措置実施方針の作成・公表等に係る関係法令の改正案等に対する 意見募集の結果について

平成 29 年 11 月 22 日

原子力規制委員会

1. 意見募集の概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）第 2 条の規定の施行のために整備することが必要となる政令及び規則の改正等について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づく意見公募手続を実施しました。

また、併せて、改正法第 2 条において発電用原子炉設置者等に対し事業等の廃止に伴う措置を実施するための方針（以下「廃止措置実施方針」という。）の作成等が義務付けられていることを受け、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（案）について行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に基づかない任意の意見公募手続を実施しました。

期 間：平成 29 年 10 月 12 日から同年 11 月 10 日（30 日間）

対 象：政令の改正案 新旧対照表

原子力規制委員会規則の改正案 新旧対照表

廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-gov）、郵送、FAX

御意見数：11 件（7 名）

2. 意見募集の結果

廃止措置実施方針の作成・公表等に係る関係法令の改正案等への御意見に対する考え方は別表のとおりです。なお、意見公募手続の対象に対する御意見ではないものの、意見公募手続を通じて計 19 件（教育制度改革等に係るもの 18 件（1 名）、原子力発電の廃止の是非に係るもの 1 件（1 名））の御意見が寄せられました。

御意見を踏まえて制定する法令等は以下のとおりです。

- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
- 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド

別表 廃止措置実施方針の作成・公表等に係る関係法令の改正案等への御意見に対する考え方

No.	御意見等(原文)	考え方
1	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案)について 『3. 作成及び変更の時期』の1～2行目の“事業者は、事業の許可若しくは指定、設置の許可又は使用の許可(以下「事業の許可等」という。)を受けた後、速やかに廃止措置実施方針を作成し、公表する。”の部分は“事業者は、事業の許可若しくは指定、設置の許可又は使用の許可(以下「事業の許可等」という。)を受けた後、速やかに廃止措置実施方針を作成し、公表する。なお、発電用原子炉設置者および試験研究用等原子炉設置者にあつては、保安規定について原子力規制委員会の認可を受けた後、速やかに廃止措置実施方針を作成し、公表する。”としていただきたい。 理由は、発電用原子炉設置者は法第四十三条の三の三十三において、試験研究用等原子炉設置者は法四十三条の三において、“原子炉の運転を開始しようとするとき”実施方針を作成・公表することが定められている。同様に、発電用原子炉設置者は法第四十三条の三の二十四において、試験研究用等原子炉設置者は法三十七条において、保安規定は“原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。”と定められている。保安規定の認可を受けずに原子炉の運転を開始することはできないことから、発電用原子炉設置者および試験研究用等原子炉設置者は“保安規定について原子力規制委員会の認可を受けた後、速やかに廃止措置実施方針を作成し、公表する。”とすることが適当であるため。 「3. 作成及び変更の時期」の「設置の許可又は使用の許可を受けた後、速やかに」は、「設置の許可又は使用の許可を受けた後、施設の設置の工事に着手する前に」に修正するべき。 第2条改正による原子炉等規制法第43条の3第1項で廃止措置実施方針の公表は、「原子炉の運転を開始しようとするときは」と要求されている。同法第43条の3第2項で「廃棄する核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法」が要求されていることから、詳細	改正法第2条において改正される原子炉等規制法第43条の3第1項及び第43条の3の33第1項における「運転を開始しようとするとき」とは、運転開始時と同義ではなく、また廃止措置実施方針の作成等と保安規定及び工事計画の認可との前後関係については規定されていません。 廃止措置実施方針制度は、IAEAのGSR part6の7.1において、規制機関は事業者に対し、立地、設計、建設、運転等においても廃止措置に係る種々の考慮を織り込むことを求めるという趣旨の記載があることを踏まえ、設計段階の早期から廃止措置への考慮を求めるために新設された制度であることから、工事計画や保安規定の認可を受けた後とせず、事業の許可若しくは指定、設置の許可又は使用の許可を受けた後速やかに廃止措置実施方針を作成等することとしています。 また、廃止措置実施方針の作成又は変更の時点では具体的に記載することが難しい項目についての考え方は、運用ガイドの5.「記載に係る基本的考え方」において示しているとおりです。 また、本ガイドについては、廃止措置実施方針制度の検討に係る会合において原子炉設置者を含む関係事業者から意見を聴取し、その意見を踏まえ取りまとめました。 以上を踏まえ、原案のとおりとします。

	設計の認可である同法第 27 条の設計及び工事の方法の認可を受けた後でなければ適切な算出ができず、原子炉設置者に対して過大な負担となる可能性がある。 よって、工事の着手前と規定するのが適切と考える。	なお、変更をした後の公表の時期については、改正法第 2 条において改正される原子炉等規制法第 43 条の 3 の 3 第 3 項を受けた記載としています。
	運用ガイド(案)へのコメント 3. の 3 行目「遅滞なく」と「速やかに」とで即時性の程度を区別したのはなぜですか？	
2	「別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表」の改正後欄の第 115 条の 3 の「作成又は変更を行った後、遅滞なく」について：新法第 43 条の 3 第 3 項では「変更をしたときは、遅滞なく・・・公表しなければならない」と規定されているものの、同第 43 条の 3 第 1 項では「作成し、これを公表しなければならない」と規定されています。新法では規定されていない作成後の公表に関する即時性の規定を規則改正案で追加したのは、なぜですか？	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表中第 115 条の 3 は、改正法第 2 条において改正される原子炉等規制法第 43 条の 3 の 3 第 4 項において、廃止措置実施方針に関し必要な事項について原子力規制委員会に委任されていることを受け、廃止措置の実施方針の公表について定めています。 廃止措置実施方針を作成した後、長期間に渡って公表されない状態にあることは、不適切な記載の排除等の効果を期待して公表を義務付けた制度趣旨に鑑みて望ましくないため、遅滞なく公表することとしています。
3	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案) 【意見】「3. 作成及び変更の時期」の「廃止措置計画の変更認可を受け、その後速やかに廃止措置実施方針を変更し、公表を行う。」という記載は、「廃止措置計画の変更認可を受け、その後廃止措置実施方針を変更し、遅滞なく、公表を行う。」といった記載とすべき。 【理由】試験研究用等原子炉を例に述べる。	当該箇所は、廃止措置実施方針の見直しの結果廃止措置計画の変更の必要が生じた場合の手順を示しており、廃止措置実施方針の変更後の公表に係る時期については、運用ガイド 3. の第一段落において記載しています。このため、原案のとおりとします。

	第2条改正による原子炉等規制法第43条の3第3項では、「廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。」と要求されていることから、記載を合わせるため。	
4	運用ガイド(案)へのコメント 3. の8行目「変更認可を受け」について：原子炉等規制法では「軽微な変更をしようとするときは、この限りではない」と規定しているのでは？	3. の8行目については、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [原案]廃止措置計画の変更認可を受け [修正後]廃止措置計画の変更認可を受け、又は軽微な変更について届出を行い
5	運用ガイド(案)へのコメント 3. のクレジットは「作成及び変更・公表の時期」のほうが適当です。公表の時期についても記載されているから。	3. の項目名については、御意見を踏まえ、「作成等を行う時期」と修正します。
6	試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の改正案 【意見】第16条の5の3の「インターネットの利用により行うものとする。」は、「インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。」に修正すべき。 【理由】規則において公表方法を一つに絞るのではなく、ガイドにおいてインターネットの利用を推奨するので十分ではないか。 廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案) 【意見】「4. 公表の方法」の「変更後の廃止措置実施方針について速やかにインターネットを利用して公表する。」という記載は、「変更後の廃止措置実施方針について遅滞なくインターネットの利用その他適切な方法によりして公表する。」といった記載とすべき。 【理由】試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の改正案の第16条の5の3において「廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。」と要求されていることから、記載を合わせるため。	廃止措置実施方針については、原子力規制委員会への届出等が規定されていませんが、事業者が自ら一般に対し公表することにより、実態に合わない内容や法令に適合しない内容など不適切な記載の排除にも一定の効果が期待されるため、より多くの国民がいつでも情報を入手できる公表方法としてインターネットでの公表を義務付けることとしています。このため、原案のとおりとします。 なお、運用ガイドの4. において、インターネットでの公表に加えて、本社、支社又は各社が設置しているPR館等において閲覧できるようにする等、その他の方法による公表を自主的に行っても良いとしています。

	また、公表方法としてインターネットに限るのではなく、「その他適切な方法」も追記した方が適切と思われるため。 運用ガイド(案)へのコメント 4. の2行目「速やかに」：規則改正案の条文どおりに、「遅滞なく」と規定しなかったのは、なぜですか？	運用ガイドの4. の2行目について、廃止措置実施方針を変更したときの公表の時期については3. において記載していることから、以下のとおり修正します。 [原案]変更後の廃止措置実施方針について速やかにインターネットを利用して公表する。 [修正後]変更後の廃止措置実施方針についてインターネットを利用して公表する。
7	○意見の対象となる案件： 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」改正案 ○コメント箇所： 第二十二条の六の二(廃止措置実施方針に定める事項) 九 廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 ○コメントの内容： “廃棄物埋設施設”を“廃棄物埋設地の附属施設”とする。 ○コメントする理由： 1 原子炉等規制法五十一条の二十四の三第一項(廃止措置実施方針)では、「廃棄物埋設地の附属施設」の解体等に伴う措置を実施するための方針作成を要求している。同法に基づく規則第二十二條の六(廃止措置として行うべき事項)では、「廃棄物埋設地の附属施設(以下『廃止措置対象附属施設』という。)」の解体等を対象としている。このことから、規則改正案の廃止措置実施方針に定める事項は、廃棄物埋設地の附属施設に限定したものであると考える。 2 また、本条項に係る運用ガイド案「6. 記載する内容」の「(11)廃止措置期間中に機能を維持すべき原子力施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間」で	改正法第2条において改正される原子炉等規制法第51条の24の3において、廃止措置実施方針は廃棄の事業の廃止に伴う措置を実施するための方針を作成・公表することを求めています。廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体はその例示の一つであり、これらのみを対象とするものではありません。 事業を廃止しようとするときは廃止措置を講じなければならない、廃止措置の終了について原子力規制委員会の確認を受けたときは事業の許可の効力を失うこととされています。廃棄物埋設地についても附属施設と同様に事業の廃止によって許可の効力を失うため、廃止措置計画及び廃止措置実施方針においては、解体や除染等の措置の要否に関わらず、許可を受けているすべての施設について記載していただくことが適切であると考えています。 また、廃止措置の安全かつ円滑な実施のためには、廃止措置を行う事業について、予め解体の対象となる施設と解体等を行わず機能を維持する施設を明確に区分すると

	は、廃止措置対象施設の解体の段階及び手順において、維持すべき性能及び期間を適切に設定することが示されている。 3 さらに、本制度の検討において参照された、IAEA GSR Part 6(施設の廃止措置)では、附属施設に相当するであろう“supporting buildings”に対する要求事項は同安全基準で規定されるとしているものの、廃棄物埋設地に相当するであろう“radioactive waste disposal facilities”は適用対象外としている。 4 したがって、本要求は、廃止措置対象施設となる「廃棄物埋設地の附属施設」に対するものであることは明らかであり、同条第三号の表現に合わせて、第九号の表現は、“廃棄物埋設施設”を“廃棄物埋設地の附属施設”とすることが適当である。 5 なお、同様の主旨から、同規則現行の第二十二條の七(廃止措置計画の認可の申請)第二項第六号において、“廃棄物埋設施設”を“廃棄物埋設地の附属施設”とすることが適当である。 「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の改正後のうち、「第七十八條の二 九 廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその機能を維持すべき期間」とされている箇所について、「第一種廃棄物埋設施設」を「廃棄物埋設地の附属施設」とする。 (理由)原子炉等規制法 第五十一条二十四の三では、廃止措置実施方針は「廃棄物埋設地の附属施設」を対象としており、齟齬が生じている。	ともに、機能を維持する施設についてその機能や維持すべき期間等を定めることが必要であると考えています。 以上を踏まえ、規則改正案においては、解体等を行わず廃止措置終了まで機能を維持すべき施設として、附属施設に限らず廃棄物埋設地を含めた廃棄物埋設施設について記載することとしています。なお、解体の対象となる施設については、附属施設に限定して記載を求めているところです。 このため、原案のとおりとします。
8	運用ガイド(案)へのコメント 6. (2)において、規則改正案新旧対照表の別表第三の改正後欄の第16條の5の2第2号に規定する「船舶にあっては、その船舶の名称」、規則改正案新旧対照表の別表第四の第32條の5の2第2号に規定する「原子力船の名称」等についての記載が洩れています。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 [原案]工場又は事業所の名称及び所在地 [修正後]工場又は事業所の名称及び所在地等

9	運用ガイド(案)へのコメント 6. (4)の2)において、規則改正案新旧対照表別表第四の改正後欄の第32条の5の2第4号に規定する「船舶」についての記載が洩れています。	原案の記載については、船舶に設置する原子炉についても該当するものであり、船舶に設置する原子炉に関してさらに特記する必要がある内容は現時点ではないと考えられることから、原案のとおりとします。
10	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案)について 『6. 記載する内容 (4)廃止措置の対象となることが見込まれる原子力施設(以下「廃止措置対象施設」という。)及びその敷地 3)廃止措置対象施設の状況 事業の許可等の変更の経緯』の1行目の“変更期日”の部分は“許可年月日”としていただきたい。 理由は、ここで用いられている“変更期日”には、当初の設置許可日も含んでいると考えられることから、“許可年月日”とすることが適当であるため。	廃止措置対象施設の状況については、許可又は指定の変更を伴わない工事計画の認可によっても変更されうるものであり、廃止措置実施方針において記載した内容に影響を与える工事計画の認可についても必要に応じて経緯を記載するのが望ましいと考えています。 このため、御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 [原案]事業の許可等及びその変更許可について、その変更期日、変更内容を記載する。 [修正後]事業の許可等及びその変更について、その許可又は変更の許可等を受けた期日、その内容を記載する。
11	運用ガイド(案)へのコメント 6. (5)の1)、2)の「解体によらないで廃止措置を終了する」場合について、解体による廃止措置についての(5)において記載するのは不適當です。(7)で記載すべき内容と思います。	廃止措置においては、廃止措置対象施設は基本的に解体されることが想定されますが、解体しないで廃止措置を終了する場合もあることから、当該箇所はその場合の記載について示しています。このため、原案のとおりとします。
12	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案)について 『6. 記載する内容 (5)解体の対象となる施設及びその解体の方法 2)解体の方法』の2行目の““段階”又は“各段階”を削除していただきたい。 理由は、実施方針作成時点では、“段階”、“各段階”の相違が不明確であり、どちらかを削除することが適当であるため。	御意見を踏まえ、趣旨を明確化するため、以下のとおり修正します。 [原案]解体の段階及び各段階で講じる措置 [修正後]解体の各段階で講じる措置

13	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案)について ガイド6(5)2)3行目の“手順”を削除していただきたい。 実施方針作成時点では、他施設の実績等を参考に“順序”は想定できるとしても、具体的な“手順”までを想定することは困難なことから、“手順”を削除することが適当であるため。	廃止措置実施方針の作成に当たっては、運用ガイド5.のとおり、廃止措置実施方針の作成又は変更の時点で具体的に記載することが難しい項目についてはその理由を示した上で、その時点における方針など可能な限りの記載を行うこととし、見直しの都度具体化を図り、具体的な記載が可能な段階では可能な限り具体的な記載をしていただくことを想定しています。 このため、ガイド6.(5)2)3行目の「手順」については原案のとおりとします。また、御意見を踏まえ、ガイド6.において、具体的な記載が可能な時点では方法や措置を記載をすることが望ましい箇所については、記載内容の明確化を図るために以下のとおり修正します。 ・(7)2)において、「又はそれらの措置の考え方」を削除 ・(8)において、「～措置の方針」を「～措置」に修正 ・(9)～(11)において、「～の方針(又は実施方針)」を「～の方法」に修正
	廃止措置実施方針の作成等に関する規則改正(案)及び運用ガイド(案)について 規則第一百五条二事項7の“評価方法”を“評価方針”にしていいただきたい。 また、ガイド6(5)2)2行目の“措置”を“措置の方針”に、 ガイド6(6)4行目の“管理の方法”を“管理の方針”に、 ガイド6(7)表題の“評価方法”を“評価方針”に、 ガイド6(7)1)表題の“評価方法”を“評価方針”に、 ガイド6(7)2)2行目の“汚染の除去の方法”を“汚染の除去の方針”に、 ガイド6(9)1)6行目の“汚染の拡散防止の措置”を“汚染の拡散防止の措置の方針”に、 ガイド6(11)2行目の“設定する”を“設定するための方針を記載する”にしていいただきたい。 ガイド案「5. 記載に係る基本的考え方」では、廃止措置実施方針の作成又は変更の時点では具体的に記載することが難しい項目については、その理由を示した上で、その時点における方針を示すことが要求されている。本要求が、本ガイド全般に適用されることが明確となるよう、廃止措置実施方針の作成又は変更の時点では具体的に記載することが難しい項目については、“方法”は“方針”とする、または将来に係る記載については“方針”を追記することが適当であるため。	

	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案)について ガイド6(9)1)8 行目の“実施方針”を“考え方”にしていきたい。 ガイド案中、ここだけ“実施方針”という表現が使われているが、差別化する意図がないのであれば、他と平仄をあわせて“考え方”等とすることが適当であるため。	
14	運用ガイド(案)へのコメント 「参考1」、「参考2」について：「解体」の最終段階として「解体撤去作業」が位置付けられているのであれば、「参考2」、「参考1」の内容の順番で記載したほうが理解が容易であると思います。	〔参考1〕については原子力施設に共通する撤去作業の考え方等について概要を示しており、〔参考2〕については発電用原子炉及び試験研究用等原子炉について、これまで廃止措置計画の認可を受けた施設の状況を踏まえ、施設の解体の段階及び手順について例示しています。このため、原案のとおりとします。
15	運用ガイド(案)へのコメント 「参考2」の丸数字1のクレジット「燃料体を原子炉施設外へ搬出まで」は意味不明です。（「燃料体を原子炉施設外へ搬出するまで」又は「燃料体の原子炉施設外への搬出まで」などの趣旨？）	御意見を踏まえ、「燃料体を原子炉施設外へ搬出までの段階」を、「燃料体を原子炉施設外へ搬出するまでの段階」に修正します。
16	運用ガイド(案)へのコメント 6. (8)の1)、2)において、発生量の見込みについての記載がなされていないのは、なぜですか？	放射性固体廃棄物は一定期間の保管管理を行うことが想定されるため、発生量の見込みを記載することとしていますが、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は発生の都度処理・放出を行うことが想定されるため、廃棄（放出）にあたっての保安のために講じる措置を記載するのみで十分であるからです。
17	運用ガイド(案)へのコメント 6. (9)の1行目「公衆」は、同2)のクレジット等と同様に「周辺公衆」と記載すべきです。	御意見のとおり「周辺公衆」に修正します。

18	廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(案) 【意見】 「6. 記載する内容(11)2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理」の「…核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設において、核燃料物質による著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するための性能を満足するよう施設及び設備を維持管理するための方針を記載する。」の「及び」を「又は」にすべき。 【理由】 発電炉等の廃止措置計画の審査基準では、使用済燃料の貯蔵プールを念頭に「使用済燃料の著しい損傷の緩和し及び臨界を防止するための性能を満足するよう…」との記載であったが、加工施設、使用施設等では、両方が該当しない場合もあるため、「又は」としたほうが良い。	核燃料物質による著しい損傷を緩和し及び臨界を防止するための性能を満足する設備及び施設の両方について記載を行っていただきたいため、原案のとおりとします。 なお、他の項目と同様に、本項目についても、該当しない内容については、該当がない旨を記載いただくことになります。
19	運用ガイド(案)へのコメント 6. (11)の3)の3行目「放射性廃棄物」は「固体廃棄物」と記載すべきです。	6. (11)の3)の3行目「放射性廃棄物」については、放射性液体廃棄物も想定されることから、原案のとおりとします。
20	今回の意見募集にあたって、関連情報として新法の改正内容がわかる新旧対照表についても公表していただきたかったと思います。関連する官報を検索する手間を省くために。	改正法第2条において改正される原子炉等規制法の新旧対照表については、意見募集について公示しているウェブページ中「関連情報」に掲げる「関連資料、その他」欄に掲載している資料「改正の概要(平成29年度第43回原子力規制委員会資料6)」参考3でお示ししています。
21	「別表第一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表」の表中の傍線(一重、二重)は、何を意味しているのですか？	新旧対照表の読み方については、意見募集について公示しているウェブページ中「関連情報」に掲げる「関連資料、その他」欄に掲載している資料「改正の概要(平成29年度第43回原子力規制委員会資料6)」参考1でお示ししています。制定する規則には凡例の意味を記載します。